

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第57号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年静岡県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第12号（裏面）中

「

	知事	
--	----	--

を

「

	知事	
(5) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意していただく必要があります。		
個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない

に、

「2 (1)は、狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。

3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。」

を

「2 (1)は、狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。また、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下であるものをいう。）を所持している者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」（当該特定ライフル銃を令和7年3月1日より前に取得していた場合にあっては、「特定ライフル銃（既得所持）」）と記載すること。

3 (5)は、該当番号を○で囲むこと。

4 ※印欄には、申請者は記載しないこと。」

に改める。

様式第13号中

「

適性の確認	☐
-------	--------------------------

」

を

「

適性の確認	☐
(5) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の事務等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意していただくことが必要です。	
個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する 2 同意しない

」

に、

- 「 2 (2)は、更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。
- 3 (4)の適性の確認欄にレ印が付されている場合は、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者であることを証する書面を添付すること。
- 4 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 」

を

- 「 2 (2)は、更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。また、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下であるものをいう。）を所持している者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証番号の下に「特定ライフル銃」（当該特定ライフル銃を令和7年3月1日より前に取得していた場合にあつては、「特定ライフル銃（既得所持）」）と記載すること。
- 3 (4)の適性の確認欄にレ印が付されている場合は、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認されたものであることを証する書面を添付すること。
- 4 (5)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 」

に改める。

様式第14号（裏面）中

「

11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無	職
------------	--------------	------------	------	---

」

を

「

11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無	職
(9) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムで一元的に管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意していただく必要があります。				
個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意		1 同意する 2 同意しない		

」

に、

- 「 3 (1)は、狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を、(2)は該当番号を○で囲むこと。
4 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。」

を

- 「 3 (1)は、狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。また、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下であるものをいう。）を所持している者にあつては、狩猟免状の番号の下に「特定ライフル銃」（当該特定ライフル銃を令和7年3月1日より前に取得していた場合にあつては、「特定ライフル銃（既得所持）」）と記載すること。
4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
5 (8)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。
6 (9)は、該当番号を○で囲むこと。
7 ※印欄には、申請者は記載しないこと。」

に改める。

様式第15号（裏面）中

- 「 3 (1)は変更登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を、(2)は該当番号を○で囲むこと。
4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。」

を

- 「 3 (1)は、変更登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の該当番号を○で囲むこと。ま

た、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下であるものをいう。）を所持している者にあつては、狩猟免許の番号の下に「特定ライフル銃」（当該特定ライフル銃を令和 7 年 3 月 1 日より前に取得していた場合にあつては、「特定ライフル銃（既得所持）」）と記載すること。

4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。

5 (6)は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。

6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

」

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）様式第13号により提出されている申請書は、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第13号により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。